

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	東区役所・東区民センターじん芥（一般ごみ等）搬出運搬業務
発 注 課	東区市民部総務企画課
選 定 事 業 者	一般財団法人札幌市環境事業公社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
当該業務は、東区役所及び東区民センターから排出される事業系一般廃棄物を収集運搬するものである。 本市内で一般廃棄物処理業（収集・運搬・処分）を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、本市の許可が必要となるが、本市において当該許可を有する事業者は、「一般財団法人札幌市環境事業公社」一者のみである。 このため、当該業務委託は、契約の目的が競争入札等に適さないものと認められることから、「一般財団法人札幌市環境事業公社」を相手方として特定するものである。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年3月11日